

アイティフォーパッケージクラウド (IPaC) サービス約款

第1条 (利用規約)

1. アイティフォーパッケージクラウド (IPaC) サービス約款 (以下「本約款」という) は、株式会社アイティフォー (以下「当社」といいます) が提供する「アイティフォーパッケージクラウドサービス」(以下「本サービス」といいます) の利用を希望する、または利用するお客様 (以下「ユーザ」といいます) に適用されます。
2. 当社がユーザに通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意等 (以下「説明等」といいます。) は、名目のいかんにかかわらず本約款の一部を構成するものとします。
3. 利用契約の締結に際し、利用申込書その他書面により本約款と異なる事項を合意した場合、当該合意が優先して適用されるものとします。

第2条 (約款の変更と通知方法)

1. 当社は、本約款を必要に応じて変更する場合があります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の利用規約によるものとします。ユーザは、本約款の最新版をいつでも当社ホームページにて確認できます。

(<https://www.itfor.co.jp/it-infra/service/ipac/agreement/>)

2. 前項に定める約款の変更および本サービスに関するその他の重要事項等のユーザに対する通知は、当社の判断により以下のいずれかの方法で行います。

(1) 当社ホームページ上の、当社が指定するページに掲載することにより行います。この場合、当該ページに掲載され、ユーザがアクセスすればこれをいつでも閲覧することが可能になったときをもって、ユーザに対する通知が完了したものとみなします。

(2) 本サービス利用申込の際、またはその後に当社に届け出たユーザの電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、当社が、当該電子メールアドレス宛に電子メールを送信したときをもって、ユーザに対する通知が完了したものとみなします。

(3) 本サービス利用申込の際、またはその後に当社に届け出たユーザの住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物をユーザの住所宛に発送したときをもって、ユーザに対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合、当社が当該通知の中で当社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

(5) 第1号乃至第4号に定める通知の完了をもって、通知内容がユーザに到達したものとみなします。

第3条 (本サービスの利用およびその仕様等)

1. 本サービスを利用するにあたり、ユーザは、当社が別途推奨するコンピュータ端末、

通信回線その他のコンピュータ環境を用意し、当社が提供する本サービスを構成するコンピュータ設備にネットワークを経由して接続します。ユーザは、本サービスの利用のために、当社の設備を置くデータセンタ等に立ち入り等することはできません。

2. 本サービスの仕様は、別途当社の定めるとおりとします。当社は、本サービスの仕様を予告なく変更することがあります。

3. 本サービスの提供区域は、日本国内に限るものとします。

第4条（利用契約の成立）

1. ユーザは、本約款に同意し、当社所定の利用申込書に必要事項を記載のうえ当社に提出し、本サービスの利用を申し込みます。当社は、当該申し込みを承諾するときは、当社が適切と判断する方法により承諾の意思を通知するものとし、当該通知が完了したときをもって利用契約が成立するものとします。

2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、ユーザからの利用の申し込みを承諾しないことがあります。なお、当社はユーザに対し、承諾しない理由を説明する義務を負いません。

(1) ユーザが、当社所定の方法によらずに、本サービスの利用を申し込んだ場合

(2) ユーザが、利用申し込みの際に、虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(3) ユーザが、本約款または利用契約に違反するおそれがあると当社が判断した場合

(4) ユーザが、第8条に定める本サービス利用料の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合

(5) その他、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

第5条（契約期間と最低利用期間）

1. 本サービスの契約期間は、別途当社とユーザとの間で合意する場合を除き、サービス開始日から1年間が経過する日の属する月の末日までとします。この期間を最低利用期間とし、最低利用期間内にユーザの都合で利用契約を解除する場合、ユーザの責に帰すべき事由により利用契約が終了する場合には、ユーザは、第13条2項の定めに従い、中途解約違約金を当社に支払うことを要します。

2. 前項の契約期間満了日の前月末日までに、ユーザから書面による契約終了の意思表示がない場合、利用契約は同一の条件にて、自動的に1ヶ月間更新されるものとし、以降も同様とします。

第6条（本サービスの利用目的）

ユーザは、本サービスを、自らの業務の実施目的でのみ利用することができるものとし、当社の事前の書面による承諾なく第三者への再販等を実施することはできません。

第7条（本サービスに関する問い合わせ）

1. 当社は、本サービスが正常に動作しない場合における原因の調査、回避措置に関する質問または相談（以下「問い合わせ」という）を受け付けます。問い合わせの対応時間帯等、詳細は仕様に記載のとおりとします。
2. ユーザが個別に導入したサービスおよびソフトウェアに関する問い合わせ、本サービスと組み合わせて使用しているソフトウェアに関する問い合わせ、当社サービス環境の内部構造等に関する問い合わせは行いません。ただし、当社が本サービスと組み合わせて提供しているソフトウェア、その他サービスについては、当該サービスに係る契約の定めに従います。

第8条（料金の支払）

1. ユーザは、本サービス利用の対価として、当社が本サービスの提供を開示した日から起算して、利用契約の終了日の属する月の末日までの期間について、当社が別途定める本サービス利用料を支払うものとします。なお、月額固定の料金コースを選択したユーザが月の途中でスペックの変更やサーバー台数の増減をした場合、ユーザは、当月中に利用したスペック、サーバー台数の最高値に基づく本サービス利用料を当社に支払うものとします。
2. 当社は、利用契約存続中、毎月末日をもって当該利用月分の本サービス利用料を締め、遅滞なくユーザに請求書を交付します。ユーザは、利用月の翌々月末日までに、当該本サービス利用料の全額を、当社が別途指定する銀行口座宛に振り込み支払うものとします。なお、本サービス利用料の支払いにかかる費用は、ユーザの負担とします。

第9条（遅延利息）

ユーザが、本サービス利用料その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、ユーザは、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.6%の割合（閏年も365日として計算するものとします）で計算して得た額を延滞利息として、利用料金その他の債務とあわせて、当社が指定した日までに現金にて一括して支払うものとします。なお、当該支払いにかかる費用は、全てユーザの負担とします。

第10条（禁止事項）

1. ユーザは、当社が本サービスの円滑な提供のために出す必要な指示に従うものとします。
2. ユーザは、本サービスの利用において、以下の行為または以下に該当するおそれのある行為を行わないものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権、商標権その他知的財産権を侵害する行為
 - (2) 当社または第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
 - (3) 当社または第三者を差別し、誹謗中傷し、もしくは侮辱する行為、またはそれらを助長する行為
 - (4) 当社または第三者の名誉、信用を毀損する行為
 - (5) 違法行為を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
 - (6) 残虐な情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為
 - (7) 人を自殺に誘引し、または勧誘する行為
 - (8) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
 - (9) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - (10) 当社の設備（通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアをいう）に無権限でアクセスし、当社または第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為
 - (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信もしくは掲載し、または第三者が受信可能な状態におく行為
 - (12) 上記各号の他、法令もしくは公序良俗に違反する行為
 - (13) 上記各号に準ずる行為
3. ユーザが第 1 項の指示に従わない場合又は前項に該当する行為を行ったと当社が判断した場合、当社は当該ユーザに事前に通知することなく、当該ユーザによる本サービスの利用を一時的に制限することができるものとします。
4. 当社が前項の措置をとったことで、当該ユーザが本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。

第 11 条（責任の制限等）

1. 本サービスの機能は、提供時点において当社が提供可能な範囲となります。本サービスがユーザの特定の利用目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと及び利用結果を含め、当社は、ユーザに対し、本サービスに関し何らの保証も行わないものとします。
2. 本サービスを利用してユーザが提供または伝送する情報（コンテンツ）については、ユーザの責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についても、いかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、当社サービス環境の安全を確保するために、当社所定のセキュリティ防護措

置を講じるものとしませんが、当社は、当社サービス環境への不正なアクセスまたは本サービスの不正な利用を完全に防止することを保証するものではありません。

4. 当社は、本サービスの利用に伴い、ユーザ又は第三者のプログラムやデータ（以下「データ等」といい、本サービス上に保存されているものに限られません。）の消失若しくは破損等が生じた場合であっても、その原因の如何を問わず一切の責任を負うものではありません。ユーザは、自らの責任と費用により、データ等のバックアップを行うものとしします。

5. 当社は、本サービスの障害対策を目的として、当社の判断にて、本サービス上にあるデータ等のバックアップを行うことがあります。当社が本サービス上のデータ等のバックアップを行ったことを以て、バックアップされた本サービス上のデータ等をユーザにリストアする義務その他の義務が当社に生じることは一切なく、本サービスの利用に伴いデータ等の消失若しくは破損等が生じた場合の当社の責任は、第4項に定めるとおりとしします。

6. ユーザが本サービスの利用に関連し、他のユーザまたは第三者に対して損害を与えたものとして、当該他のユーザまたは第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、ユーザは、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとしします。

第12条（本サービスの中断、終了等）

1. 当社は、当社の電気通信設備の保守上または本サービスの品質確保、メンテナンス等のためにやむを得ない場合に、本サービスの提供を中断することがあります。この場合、事前に当社が適切と判断する方法によりユーザに通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではなく、事後速やかに緊急メンテナンスを実施した旨をユーザに報告するものとしします。

2. 当社は、本サービスの提供を終了する場合、事前に当社が適切と判断する方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。

3. 当社は、前2項によりユーザが受けた損害について、一切責任を負いません。

第13条（ユーザからの解約）

1. ユーザは、解約を希望する月の末日までに当社指定の方法で当社に届け出ることにより、利用契約を解約することができます。

2. ユーザは、前項による解約が最低利用期間満了前である場合、以下に定める金額を中途解約違約金として、解約月の翌月末日までに当社に支払うものとしします。

（1）解約日の属する月の前月から起算して、サービス利用開始日までの期間の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の1ヶ月の平均額に、最低利用期間の残存月数（1ヶ月未満切上）を乗じた額

（2）上記の期間が1ヶ月に満たない場合には、解約日までの本サービスの利用量に応じて算出された1日の平均額に30を乗じた額に、最低利用期間の残存月数（1ヶ月未満切

上) を乗じた額

第 14 条 (当社からの解約)

1. 当社は、ユーザが利用契約を履行しない場合、書面による催告を行い、なお履行がないときは、書面による通知をもって利用契約を解除することができるものとします。

2. 当社は、ユーザが次の各号の一に該当する場合には、何ら催告することなく書面による通知をもって利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1) 第 10 条違反その他サービスの提供を継続できない重大な違反行為を行ったとき

(2) 故意または重大な過失により利用契約に違反し、または重大な背信行為を行ったとき

(3) 差押、仮差押、仮処分(金銭に関わらないものを除きます)、滞納処分、その他これらに準ずる処分を受け、または競売の申立を受けたとき

(4) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立をし、または申立を受けたとき

(5) 会社が解散した場合、または清算手続が開始されたとき

(6) 合併、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、株式譲渡等による経営主体の実質的変更またはこれらに準ずる決議をしたとき

(7) 支払停止、債務超過等、財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合

3. 本条に基づく利用契約の解除によりユーザに損害が生じた場合でも、当社は、いかなる責任も負わないものとします。

4. ユーザが、第 1 項または第 2 項各号のいずれかに該当し、利用契約を解除された場合、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。また、最低利用期間内であった場合には、ユーザは、前条第 2 項に定める中途解約違約金を、直ちに当社に支払うものとします。

第 15 条 (通信の秘密の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で、第1項の守秘義務を負わないものとします。

第16条（秘密保持）

1. 本約款において秘密情報とは、利用契約に関連してユーザまたは当社から相手方に対して、書面または口頭により秘密である旨が指定、表示されて開示される（以下、開示当事者を「開示者」、受領当事者を「受領者」という）、営業上または技術上の情報（ノウハウ・アイデアを含む）ならびにそれらの複製物をいいます。口頭により開示された情報については、開示後10営業日以内に相手方に書面で秘密情報の概要を通知されたもの限り、秘密情報として取扱われるものとします。なお、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれません。

（1）開示された時点で、既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報

（2）開示された時点で既に公知だった情報および開示後、受領者の責によらず公知となった情報

（3）開示後、受領者が開示された情報を用いることなく作成した情報

（4）開示後、受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適用に入手した情報

2. 受領者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に保管・管理し、その漏洩を防止する義務を負います。

3. 受領者は秘密情報を第三者に開示または漏洩してはなりません。ただし、次の各号に定める場合を除きます。

（1）開示者の事前の書面による承諾を得た場合

（2）法令上当然に守秘義務を負う弁護士、公認会計士、税理士等が開示する場合

（3）法令に基づき裁判所または行政機関等の要請があり、開示が義務付けられる場合

4. 受領者は、前項第3号に基づいて秘密情報を第三者に開示する場合、事前に関示者に対してその旨を通知しなければなりません。

5. 受領者は、秘密情報を、本サービスの提供または利用に必要な最小限の範囲内の自己の役員または従業員に開示することができます。また本サービスの提供または利用のために必要な範囲で、秘密情報を複製することができるものとします。

6. 受領者が、第3項第1号または前項の規定により秘密情報を第三者または自己の役員若しくは従業員に開示した場合には、当該第三者等に対して、本約款における自己の義務と同等の秘密保持義務を遵守させるものとします。

7. ユーザおよび当社は、相手方から要求があった場合、または利用契約が終了した場合、遅滞なく秘密情報（複製物を含む）を相手方に返却し、または破棄するものとします。

8. 本条の規定は、利用契約終了後も5年間、有効に存続するものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 当社およびユーザは、相手方に対し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

（1）反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

（4）反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社およびユーザは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

（5）その他、前各号に準ずる行為

3. 当社またはユーザが反社会的勢力等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、他方の当事者は利用契約を解除することができるものとします。

4. 前項により利用契約を解除された当事者に損害が生じた場合でも、解除した当事者は何ら賠償を要せず、また解除した当事者に損害が生じたときは、解除された当事者がその責任を負うものとします。

第18条（損害賠償）

1. 本サービスの利用に関連して、ユーザの責に帰すべき事由により当社が損害を被った場合、利用契約の解除の有無にかかわらず、当社は、当該ユーザに対し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。損害には、他のユーザが被った損害に対し当社が行った賠償も含まれるものとします。

2. 当社の責に帰すべき事由により、ユーザが、本サービスを全く利用できない（当社が

本サービスを全く提供しない場合もしくは本サービスの支障が著しく、その支障が本サービスを全く利用できない程度の場合をいい、以下「利用不能」という) ためにユーザに損害が発生した場合、ユーザが本サービス利用不能の状態となったことを当社が知った時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、以下の各号の金額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責によらない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、当社は賠償責任を負わないものとします。

(1) 利用不能の生じた月の前月から起算して、過去12ヶ月の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の1ヶ月の平均額

(2) 利用不能の生じた月の前月から起算して、サービス利用開始日までの期間が12ヶ月に満たない場合には、当該期間の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の1ヶ月の平均額

(3) 前号の期間が1ヶ月に満たない場合には、利用不能の生じた日までの本サービスの利用量に応じて算出された1日の平均額に30を乗じた額

第19条 (利用契約終了後の措置等)

解約その他の事由により利用契約が終了した後、当社は、本サービスの利用により当該ユーザによってサーバーに格納されたデータの全てを消去します。

第20条 (権利義務の譲渡禁止)

ユーザは、当社の事前の書面による承諾なく、本サービスに関する利用契約上の権利義務を第三者へ譲渡し、または担保の用に供する等の行為を行ってはならないものとします。

第21条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本約款は平成30年1月23日より効力を有するものとします。

改訂履歴

平成 31 年 2 月 20 日改訂

第 11 条（責任の制限等）

（旧）

5. 当社は、本サービスの障害対策を目的として、当社の判断にて、本サービス上にあるデータ等のバックアップを行うことがあります。当社が本サービス上のデータ等のバックアップを行ったことを以て、バックアップされた本サービス上のデータ等をユーザにリストアする義務その他の義務が当社に生じることは一切なく、本サービスの利用に伴いデータ等の消失若しくは破損等が生じた場合の当社の責任は、第 2 項に定めるとおりとします。

（新）

5. 当社は、本サービスの障害対策を目的として、当社の判断にて、本サービス上にあるデータ等のバックアップを行うことがあります。当社が本サービス上のデータ等のバックアップを行ったことを以て、バックアップされた本サービス上のデータ等をユーザにリストアする義務その他の義務が当社に生じることは一切なく、本サービスの利用に伴いデータ等の消失若しくは破損等が生じた場合の当社の責任は、第 4 項に定めるとおりとします。

第 18 条（損害賠償）

2.

（旧）

（1）利用不能の生じた月の前月から起算して、過去 1 2 ヶ月の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の 1 ヶ月の返金額

（新）

（1）利用不能の生じた月の前月から起算して、過去 1 2 ヶ月の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の 1 ヶ月の平均額